

議案第112号

桑名市共同浴場条例の一部改正について

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月15日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市共同浴場条例の一部を改正する条例

桑名市共同浴場条例（平成19年桑名市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の表松ヶ島共同浴場の項中「日曜日」の次に「、月曜日」を加える。

第6条第1項の表深谷共同浴場（さざれ湯）の項中「210円」を「255円」に、「100円」を「137円」に改め、同表松ヶ島共同浴場の項中「138円」を「182円」に、「46円」を「91円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

昨今の燃料費の高騰や電気料金、人件費の上昇に伴い、共同浴場の運営経費が増大しており、安定した運営を続けることが困難となってきたことにより、入浴料金の改定を行い、また、松ヶ島共同浴場において、休業日を追加するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前												
(休業日) 第4条 沐場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休業日を定めることができる。	(休業日) 第4条 沐場の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休業日を定めることができる。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休業日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場（さざれ湯）</td><td>第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	休業日	深谷共同浴場（さざれ湯）	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで	松ヶ島共同浴場	日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休業日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場（さざれ湯）</td><td>第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	休業日	深谷共同浴場（さざれ湯）	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで	松ヶ島共同浴場	日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで
名称	休業日												
深谷共同浴場（さざれ湯）	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで												
松ヶ島共同浴場	日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで												
名称	休業日												
深谷共同浴場（さざれ湯）	第1、第3及び第5日曜日並びに1月1日から1月3日まで												
松ヶ島共同浴場	日曜日、月曜日、国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日まで												
(利用料金) 第6条 沐場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した利用料金を前納しなければならない。この場合において、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(利用料金) 第6条 沐場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した利用料金を前納しなければならない。この場合において、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場（さざれ湯）</td><td>大人 255円 小人（小学生以下） 137円</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>大人 182円 小人（小学生以下） 91円</td></tr> </tbody> </table>	名称	基本額	深谷共同浴場（さざれ湯）	大人 255円 小人（小学生以下） 137円	松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生以下） 91円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場（さざれ湯）</td><td>大人 210円 小人（小学生以下） 100円</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>大人 138円 小人（小学生以下） 46円</td></tr> </tbody> </table>	名称	基本額	深谷共同浴場（さざれ湯）	大人 210円 小人（小学生以下） 100円	松ヶ島共同浴場	大人 138円 小人（小学生以下） 46円
名称	基本額												
深谷共同浴場（さざれ湯）	大人 255円 小人（小学生以下） 137円												
松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生以下） 91円												
名称	基本額												
深谷共同浴場（さざれ湯）	大人 210円 小人（小学生以下） 100円												
松ヶ島共同浴場	大人 138円 小人（小学生以下） 46円												
2・3 (略)	2・3 (略)												

